相続債権者及び受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市上荒田町四四三番地、最後の住所鹿児島県鹿児島市清和二丁目二〇番三号　被相続人　七　中野　勝弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十一日

鹿児島県鹿児島市中町一一一四熊谷ビル二階　弁護士法人鹿児島中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福島　史恵

相続債権者及び受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市首里儀保町三丁目二七番地、最後の住所沖縄県那覇市牧志二丁目九番四三号グストハウス牧志

被相続人　七　漢那　美代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十一日

沖縄県那覇市久茂地一丁目二一二〇　ＯＴＶ国和プラザ八〇五

相続財産管理人　弁護士　伊東幸太朗

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 24 年 10 月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社ダイイチツーリスト（グロリアツアー）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6335号　④株式会社ダイイチツーリスト　東京都港区東新橋２－10－10－717　代表取締役　西田正行　⑤本社営業所　東京都港区東新橋２－10－10－717号室東新橋ビル７階　⑥平成22年７月１日　⑧平成24年１月10日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区東新橋２－10－10－717　株式会社ダイイチツーリスト　代表取締役　西田正行

Ｂ　①ワイメタル株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5953号　④ワイメタル株式会社　兵庫県神戸市灘区下河原通一丁目２番５号　代表取締役　横山秀樹　⑤東京事務所　東京都三鷹市牟礼２－11－24－405　⑥平成19年９月６日　⑧平成24年９月６日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫神戸市灘区下河原通一丁目２番５号　ワイメタル株式会社　代表取締役　横山秀樹

Ｂ　①日本中国経済交流促進会株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4375号　④日本中国経済交流促進会株式会社　東京都渋谷区代々木２丁目13番５号　代表取締役　韓暁清　⑤本社営業所　東京都渋谷区代々木２丁目13番５号ＫＴ新宿ビル５Ｆ　⑥平成10年２月23日　⑧平成15年２月22日　⑩250万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区代々木２丁目13番５号　日本中国経済交流促進会株式会社　代表取締役　韓暁清

Ｂ　①株式会社エス・アイ・シー二十一（エス・アイ・シー21）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3938号　④株式会社エス・アイ・シー二十一　東京都千代田区神田司町二丁目10番地メトロンビル４階　代表取締役　鈴木隆　⑤株式会社エス・アイ・シー二十一　東京都千代田区神田司町２丁目10番地メトロンビル４階　⑥平成８年６月27日　⑧平成24年９月18日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区神田司町二丁目10番地メトロンビル４階　株式会社エス・アイ・シー二十一　代表取締役　鈴木隆

Ｂ　①特定非営利活動法人ひまわり旅行　②第３種旅行業　③岐阜県知事登録旅行業第３－299号　④特定非営利活動法人ひまわり旅行　岐阜市加納新本町１丁目15番地　理事　伊藤雅康　⑤本社営業所　岐阜市加納新本町１丁目15番地　⑥平成21年７月21日　⑧平成24年７月28日　⑩300万円　⑪岐阜県知事　⑫岐阜市加納新本町１丁目15番地　特定非営利活動法人ひまわり旅行　理事　伊藤雅康

Ｂ　①旅行×介護いーで　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2598号　④株式会社eDe　大阪府八尾市志紀町南二丁目74番地の１　代表取締役　廣野靖　⑤本社営業所　大阪府八尾市志紀町南二丁目74番地の１　⑥平成23年２月24日　⑧平成24年８月31日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府八尾市志紀町南二丁目74番地の１　株式会社eDe　代表取締役　廣野靖

Ｂ　①有限会社EJ－Web.Net　②第三種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2246号　④有限会社EJ－Web.Net　大阪府河内長野市南貴望ヶ丘１－11　取締役　田中正子　⑤本社営業所　大阪府河内長野市南貴望ヶ丘１－11　⑥平成15年９月１日　⑧平成24年９月10日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府河内長野市南貴望ヶ丘１－11　有限会社EJ－Web.Net　取締役　田中正子

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 24 年 10 月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。